



2025年3月21日

各 位

会社名 株式会社ツバキ・ナカシマ
代表者名 代表執行役社長CEO 松山 達
(コード番号 6464 東証プライム)
問合せ先 IRマネージャー 森田 郁史
(TEL 06-6224-0193)

当社執行役に対する株式報酬制度の一部改定に関するお知らせ

当社は、2025年3月19日開催の報酬委員会において、2018年12月期より導入している当社執行役を対象とした株式報酬制度（以下「本制度」という。）の一部改定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

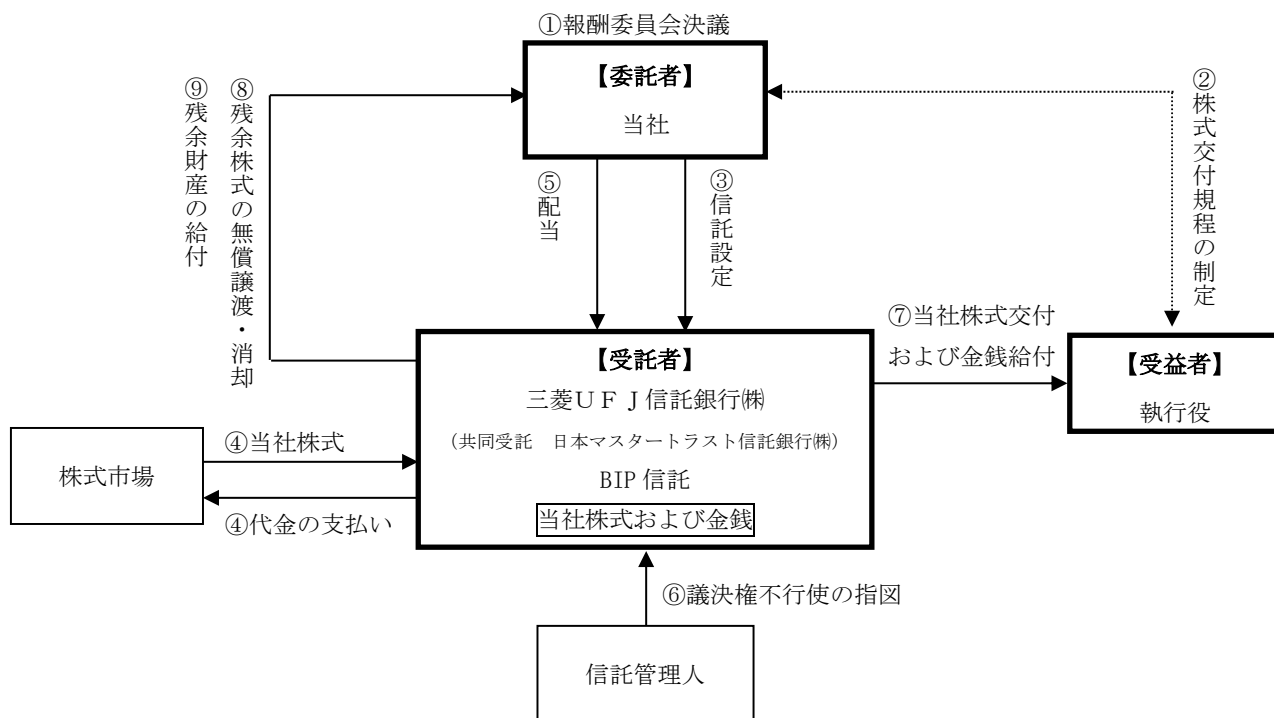
記

1. 本制度の概要および一部改定

- (1) 当社は、2018年度から中長期的な会社業績および企業価値の向上に対するインセンティブとして本制度を導入しております。
- (2) 本制度は、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託（以下「BIP信託」という。）と称される仕組みを採用しております。
- (3) 当社は、執行役の報酬について、グローバルな経営環境の変化や報酬水準の変化を踏まえ、優秀な経営人材の確保・リテンションにかかる競争力を向上するとともに、持続的な企業価値の向上に対するインセンティブをより一層高めることを目的として、2025年4月からその職責を踏まえた報酬構成、業績連動割合および各報酬の位置づけの見直しを行うこととします。

この見直しの一環として、株式報酬制度については、対象者を国内非居住者にも拡大するとともに、従前の執行役の役位および中期経営計画の業績目標達成度等に応じて当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を執行役に交付または給付（以下「交付等」という。）する制度から、中長期的な株式価値との連動性をより一層強化した制度とすることにより、株主の皆様との利害共有という株式報酬制度の位置づけを明確化することといたします。

2. 本制度の仕組み



- ①当社は、本制度の導入に関し、報酬委員会の決議を得ます。
- ②当社は、報酬委員会において、本制度に係る株式交付規程を制定します。
- ③当社は、①の報酬委員会で承認を受けた範囲内で金銭を受託者に拠出し、受益者要件を満たす執行役を受益者とするBIP信託（以下「本信託」という。）を設定します。
- ④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。
- ⑤本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦信託期間中、株式交付規程に従い、執行役の役位に応じたポイントが付与されます。執行役が受益者要件を満たした場合、本信託から、当該ポイント数に応じた当社株式等について交付等が行われます。
- ⑧信託期間満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本制度と同種の株式報酬制度として本信託を継続利用するか、または本信託を継続利用しない場合には、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡した上で、当社は取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨本信託終了時の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した範囲内で当社に帰属する予定です。

(注) 信託期間中、本信託内の株式数が、信託期間中に執行役に対して交付等する株式数に不足する可能性が生じた場合や、本信託内の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

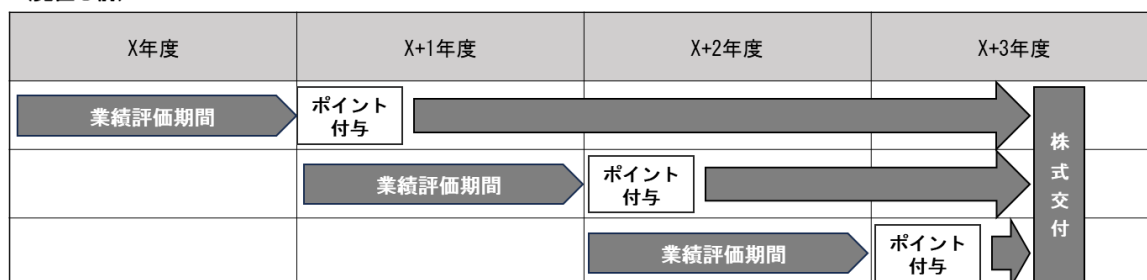
3. 本制度の内容（改定後）

(1) 本制度の概要

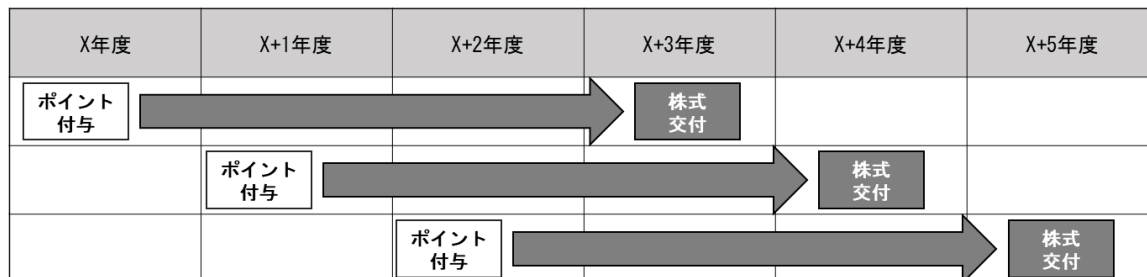
本制度は、執行役に対して事業年度ごとに役位に応じて役位別ポイントを付与し、原則としてポイントの付与から3年経過後に執行役に対して付与されたポイントに相当する当社株式等の交付等を行う株式報酬制度です。

【ご参考】改定前後における制度イメージ

(見直し前)



(見直し後)



(2) 本信託の対象者（受益者要件）

執行役は、以下の受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、本信託からポイント数（下記(4)に定める。）に応じた数の当社株式等の交付等を受けます。

- ① 対象期間中に執行役として在任していること
- ② 自己都合により退任した者、正当な解任理由に基づき解任された者または在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ③ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件を満たしていること

(3) 信託期間

① 信託期間

2024年5月に本信託の継続の手続きを行い、2024年6月1日から2028年5月31日までの4年間を信託期間としております。

なお、2024年12月31日で終了する事業年度については、見直し前の制度の対象となります。

② 本信託の継続

信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本制度と同種の株式報酬制度として本信託を継続することがありますが、本信託の継続については、その時点における経営方針や中期経営計画を考慮した上、報酬委員会において株式報酬制度の内容をあらためて審議、決定します。

(4) 執行役に交付等が行われる当社株式等の数

執行役に対して交付等が行われる当社株式等の数は、原則として以下のポイント算定式に従って付与されるポイントに応じて決定します。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、本信託に属する当社株式が株式の分割、株式の無償割当て、株式の併合等によって増加または減少した場合は、当社は、その増加または減少の割合に応じて、1ポイントあたりに交付等が行われる当社株式等の数を調整します。

(ポイントの付与)

対象期間中の毎年4月1日に、その付与日時時点で在任している執行役に対して、当該事業年度における役位に応じてポイント（以下「役位別ポイント」という。）を付与します。

(算定式)

役位別ポイント(※1) = 役位別株式報酬基準額 ÷ 算定株価(※2)

(※1) 対象期間中に退任等で制度対象から外れた場合に付与するポイント数は、在任期間等に基づき調整を行います。

(※2) 算定株価は毎年3月の報酬委員会開催月の直前3ヶ月の東京証券取引所における当社株式の終値平均とします。

(5) 本信託に拠出される信託金および執行役に交付等が行われる当社株式の数

対象期間内に、当社が本信託に拠出する信託金の合計額(※3)および本信託において執行役に交付等を行う当社株式の総数は、以下のとおりとします。

(※3) 対象期間内の本信託による株式取得資金および信託報酬・信託費用の合算金額となります。

当社が拠出する信託金の合計金額（4事業年度）	3.7億円（予定）
執行役に交付等が行われる当社株式総数の上限（4事業年度）	713,700株（予定）

(6) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記(5)の信託金および交付等が行われる当社株式総数の上限の範囲内で、株式市場から取得します。

(7) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(8) 執行役に対する当社株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を充足した執行役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則としてポイント付与から3年経過後に、累積ポイント数の50%に相当する当社株式（単元未満株式については切り上げ）の交付を受け、残りの累積ポイント数に相当する当社株式については、本信託内で換価したうえで、その換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、受益者要件を充足する前に執行役が死亡した場合には、当該執行役の相続人が、累積ポイント数に相当する当社株式を本信託内で換価して得られる金銭について、本信託から給付を受けるものとします。

また、信託期間中に受益者要件を満たす執行役が本制度の対象国以外の居住者となることが

決定した場合には、累積ポイント数に相当する当社株式を本信託内で換価して得られる金銭について、本信託から給付を受けるものとします。

(9) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬および信託費用に充てられます。信託報酬および信託費用に充てられた後、最終的に信託が終了する段階で残余が生じた場合には、当社と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。

なお、本信託を継続利用する場合には、当該残余金銭は株式取得資金として活用されます。

(10) 信託期間終了時の残余株式の取扱い

信託期間満了時に残余株式が生じた場合は、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本制度と同種の株式報酬制度として本信託を継続することがあります。信託期間満了により本信託を終了させる場合には、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。

(ご参考)

【信託契約の内容】

①	制度対象者	執行役
②	信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
③	信託の目的	制度対象者に対するインセンティブの付与
④	委託者	当社
⑤	受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑥	受益者	制度対象者のうち受益者要件を満たす者
⑦	信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
⑧	信託契約日	2018年5月22日
⑨	信託の期間	2018年5月22日～2028年5月31日
⑩	議決権行使	行使しないものとします。
⑪	取得株式の種類	当社普通株式
⑫	追加信託金の金額	3.3億円（信託報酬・信託費用を含む。）（予定）
⑬	株式の取得時期	2025年4月1日（予定）～2025年5月16日（予定）
⑭	株式の取得方法	株式市場から取得
⑮	帰属権利者	当社
⑯	残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金等の範囲内とします。

(注) 上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあります。

以 上